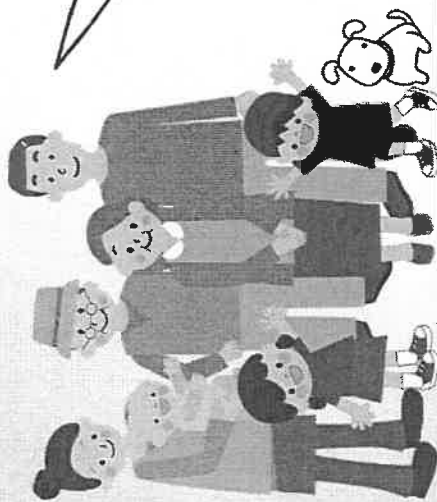


学童保育室保育料について



【目指すべき方向性】

多子世帯や経済的に厳しい家庭が気軽に利用できる軽減制度などを創設するとともに、受益者負担も踏まえ保育料の見直しを図る。

現 行

区分	学童保育料
生活保護世帯	無料
上記以外	7,000円



見直し後

区分	学童保育料
生活保護世帯	無料
市民税非課税世帯及び 均等割課税世帯	無料
学童保育料 (所得階層)	C1～C5 5,000円 C6～C10 7,000円 C11～ 9,000円
※保育料の利用者負担 額表の階層区分	
第2子以降	半額

学童入室者(H28.4.1)における保育階層内訳(予測)

保育階層	住民税所得割額		該当者数(予測)		うち、同時入室第2子以降(予測)	
A	生活保護		2	2	0	0
B	0 ~	0	92	92	11	11
C1	1 ~	4,999	5	120	1	15
C2	5,000 ~	29,999	13		2	
C3	30,000 ~	48,599	29		3	
C4	48,600 ~	59,999	26		3	
C5	60,000 ~	75,999	47		6	
C6	76,000 ~	96,999	71	71	9	43
C7	97,000 ~	113,999	57	57	7	
C8	114,000 ~	129,999	40	40	5	
C9	130,000 ~	168,999	100	100	12	
C10	169,000 ~	224,999	83	83	10	
C11	225,000 ~	257,999	29	75	4	10
C12	258,000 ~	300,999	21		3	
C13	301,000 ~	329,999	7		1	
C14	330,000 ~	360,999	3		0	
C15	361,000 ~	396,999	5		1	
C16	397,000 ~		10		1	
合計			640	640	79	79

●高所得世帯をC11以上(全体の11.7%)とした場合

増加額 ……C11以上の世帯 7,000円から9,000円へ(2,000円の増)
 $2,000円 \times 12ヶ月 = 24,000円増$

減少額 ……市民税非課税世帯及び均等割課税世帯
 7,000円から0円へ(7,000円の減)
 $7,000円 \times 12ヶ月 = 84,000円減$
 ……C1～C5の世帯 7,000円から5,000円へ(2,000円の減)
 $2,000円 \times 12ヶ月 = 24,000円減$
 ……兄弟同時入室の場合、2人目以降、半額
 【C1～C5】 7,000円から2,500円へ(4,500円の減)
 $4,500円 \times 12ヶ月 = 54,000円減$
 【C6～C10】 7,000円から3,500円へ(3,500円の減)
 $3,500円 \times 12ヶ月 = 42,000円減$
 【C11以上】 7,000円から4,500円へ(2,500円の減)
 $2,500円 \times 12ヶ月 = 30,000円減$

保育料全体における増減額

増加額

…高所得世帯を7,000円から9,000円へ(2,000円の増)

$$2,000円 \times 65人 \times 12ヶ月 = 1,560,000円①$$

減少額

…市民税非課税世帯及び均等割課税世帯を7,000円から0円へ(7,000円の減)

$$7,000円 \times 92人 \times 12ヶ月 = 7,728,000円②$$

…C1～C5階層の世帯を7,000円から5,000円へ(2,000円の減)

$$2,000円 \times 105人 \times 12ヶ月 = 2,520,000円③$$

…兄弟同時入室の場合、2人目以降、半額

$$\text{【C1～C5】} \quad 4,500円 \times 15人 \times 12ヶ月 = 810,000円④$$

$$\text{【C6～C10】} \quad 3,500円 \times 43人 \times 12ヶ月 = 1,806,000円⑤$$

$$\text{【C11以上】} \quad 2,500円 \times 10人 \times 12ヶ月 = 300,000円⑥$$

増減総額: ①－②－③－④－⑤－⑥＝△11,604,000円 市の負担額

今回の見直しによる市の負担増額は11,604,000円となります。

※該当者数は保育所の保育料分布(H28.4.1)からの予測

行田市の利用者負担額表（2号3号認定のみ）

在籍児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)				
階層	定義	2号(満3歳以上児)		3号(満3歳未満児)		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護法(平成25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	
B	A階層を除き、現年度分市町村民税額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯を含む。)	0	0	0	0
C1		所得割課税額 5,000円未満	7,500	7,300	9,500	9,300
C2		5,000円以上 30,000円未満	8,500	8,300	10,500	10,200
C3		30,000円以上 48,600円未満	10,100	9,800	11,500	11,200
C4		48,600円以上 60,000円未満	13,000	12,700	15,000	14,700
C5		60,000円以上 76,000円未満	17,000	16,600	18,900	18,500
C6		76,000円以上 97,000円未満	20,500	20,000	22,800	22,300
C7		97,000円以上 114,000円未満	24,300	23,800	26,700	26,100
C8		114,000円以上 130,000円未満	24,700	24,200	31,500	30,800
C9		130,000円以上 169,000円未満	25,200	24,600	35,700	34,900
C10		169,000円以上 225,000円未満	25,700	25,100	43,900	43,000
C11		225,000円以上 258,000円未満	25,900	25,300	47,500	46,500
C12		258,000円以上 301,000円未満	26,100	25,500	49,900	48,900
C13		301,000円以上 330,000円未満	26,500	25,900	52,200	51,100
C14		330,000円以上 361,000円未満	26,800	26,200	52,900	51,800
C15		361,000円以上 397,000円未満	27,000	26,400	53,400	52,300
C16	397,000円以上	27,500	26,900	55,000	53,900	

備考

- 「2号(満3歳以上児)」とは、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号に該当する児童であり、当該年度の4月初日の前日において満3歳以上の児童をいう。
- 「3号(満3歳未満児)」とは、子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に該当する児童であり、当該年度の4月初日の前日において満3歳に達していない児童をいい、その児童が年度の途中で満3歳に達した場合においても当該年度に限り満3歳未満児とみなす。
- この表において「所得割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。
- 「現年度分市町村民税額」は、入所する日の属する月が4月から8月までの場合においては、「前年度分市町村民税額」と読み替える。
- 小学校就学前の範囲において、保育所、幼稚園又は認定子ども園等を同時に利用する最年長の児童から順に2人目は上記利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。
- 備考5の規程にかかわらず、次の各号に掲げる世帯の利用者負担額は、当該各号に定めるものとする。
 - (1) この表において、C1階層からC4階層(C4階層においては、所得割課税額が48,600円以上57,700円未満の世帯に限る。)に属する世帯のうち、特定被監護者等が2人以上いる世帯(次号に規定する世帯を除く。)当該特定被監護者のうち、支給認定子どもが最年長の特定被監護者から2人目は上記利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。
 - (2) この表において、C1階層からC6階層(C6階層においては、所得割課税額が76,000円以上77,101円未満の世帯に限る。)に属する世帯のうち、規則第22条各号に定める世帯 当該特定被監護者のうち、最年長の支給認定子どもは上記利用者負担額の半額、2人目以降については無料とする。
- 備考5の規定にかかわらず、次の各号に掲げる世帯の利用者負担額は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) この表において、C1階層からC4階層(C4階層においては、所得割課税額が48,600円以上57,700円未満の世帯に限る。)に属する世帯のうち、特定被監護者等が2人以上いる世帯(次号に規定する世帯を除く。) 当該特定被監護者等のうち、支給認定子どもが最年長の特定被監護者等から2人目は上記利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。
 - (2) この表において、C1階層からC6階層(C6階層においては、所得割課税額が76,000円以上77,101円未満の世帯に限る。)に属する世帯のうち、規則第22条各号に定める世帯 当該特定被監護者等のうち、最年長の支給認定子どもは上記利用者負担額の半額、2人目以降については無料とする。